

# 西宮市からのお知らせ

## 令和8年度から新分別区分です！

西宮市では、さらなるごみの減量、再資源化を推進のため、令和8年4月からごみの分別区分を変更します。「その他プラ」の指定袋を、「共通指定袋」へ変更して、効率のよい再資源化を推進します。ご理解、ご協力をお願いします。（※国道2号以南地区（西宮浜・高須町は除く）については令和8年1月から）

【現在の分別区分・収集形態・収集回数】

分別収集区分	収集形態	対象品目	収集回数
もやすごみ	もやすごみ用専用指定袋	生ごみ・プラスチック製品・皮革・ゴム類・小型複合製品・再資源化できない紙・布・傘・小型家電 等	週2回
その他プラ	専用指定袋	容器包装プラスチック	週1回
もやさないごみ	コンテナ	ガラスびん・スチール缶・アルミ缶・陶磁器・小型金属製品・ガラス製品・小型家電・電池・スプレー缶・蛍光灯 等	週1回
資源 A	紐十字縛り	新聞・紙パック・ダンボール	月1回
	透明袋	古着	
資源 B	紐十字縛り	雑誌・チラシ・雑紙・紙箱 等	月2回
ペットボトル	コンテナ	ペットボトル	月2回
粗大ごみ	現物のまま	家電品（家電4品目除く）・家具類・寝具類 等	随時



【新分別区分・収集形態・収集回数】

	新分別収集区分	収集形態	対象品目	収集回数
ごみ	もやすごみ	もやすごみ用専用指定袋	生ごみ・皮革・ゴム類・再資源化できない紙・布、再資源化できないプラスチック製品 など	週2回
	その他不燃ごみ	共通指定袋	小型複合製品・傘・小型家電・陶磁器・小型金属製品・ガラス製品・スプレー缶・電池・蛍光灯 等、指定袋に入るもので、かつ 5kg 未満のもの	週1回
	粗大ごみ	現物のまま	家電品（家電4品目を除く）・家具類・寝具類・その他不燃ごみの指定袋に入らないもの。または、5kg以上のもの	随時
資源	缶・ペットボトル	共通指定袋	スチール缶・アルミ缶・ペットボトル	週1回
	びん	コンテナ	ガラスびん	月2回
	資源(紙資源等)	紐十字縛り 共通指定袋 (古着)	新聞・紙パック・ダンボール・古着・雑誌・チラシ・雑紙・紙箱・紙袋等	月2回
	プラスチック資源	共通指定袋	容器包装プラスチック 製品プラスチック(プラ単一素材かつ長さ50cm未満)	週1回

### 新分別区分のポイント



※ 指定袋は「もやすごみ」「共通指定袋」の2種類です。

※ 「その他プラ」の袋を「共通指定袋」へ変更します。

※ 令和8年4月以降も「その他プラ」の袋は「共通指定袋」として使用できます

※ 使用済み小型家電は「回収ボックス」と「その他不燃ごみ」で出すことができるようになりました

※ 「缶」と「ペットボトル」を一緒に収集します（ペットボトルの収集回数が増えます！）

※ 「資源 A」と「資源 B」は「紙資源」に統合して月2回の回収とします（ダンボールの収集回数が増えます！）

※ 「コンテナ」は月2回の「びん」の回収時にのみ使用します

※ 「その他プラ」とプラスチック製品を合わせて「プラスチック資源」として収集します（※先行収集地区も令和8年4月～）

新分別区分についてのお問い合わせ

西宮市役所美化企画課  
☎0798-35-8653

### 新しい環境学習施設の名前募集します！

令和8年度完成予定  
東部総合処理センターの新しい環境学習施設

応募期間  
令和6年  
10/28  
→12/6

採用者（1点）：1万円の商品券  
入選者（4点）：3千円の商品券

応募はこちらから

名前募集についてのお問い合わせ  
〒662-0934 西宮市西宮浜3丁目8番  
西宮市 環境局 環境施設部 施設整備課  
Tel:0798-22-6601, Fax: 0798-26-9091

環境学習施設では、「環境問題」や「リサイクル」について学べるよ！